

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議

(第7回)

1 日時

令和7年12月17日（水）10時00分～10時47分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員（議長）、林構成員、成原構成員、増田構成員
(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員
(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 滝田構成員

(2) 総務省

近藤大臣官房審議官（情報流通常行政局担当）、佐伯同局放送政策課長、根本同局放送技術課長、坂入同局放送業務課長、飯村同局放送施設整備促進課長、横澤田同局放送業務課配信サービス事業室長、佐々木同局放送技術課企画官、佐々木同局放送業務課企画官、本橋同局放送施設整備促進課企画官

4 議事要旨

(1) 開会

【宍戸議長】

第7回「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催いたします。

【横澤田配信サービス事業室長】

配付資料の確認をさせていただきます。本日の資料は議事次第にありますとおり、資料7-1となっております。

(2) 議題 (1) 日本放送協会の業務規程に係る意見の整理について

【横澤田配信サービス事業室長】

資料7-1、日本放送協会の業務規程に係る意見（案）につきましてご説明をさせていただきます。冒頭、宍戸議長からご説明がありましたとおり、前回及び前々回のご議論の中で皆様からいただきましたご意見につきまして、項目別に整理させていただいたものでございます。

まず、こちらの意見案の性格につきましてのご説明でございます。

放送法の規定に基づき、日本放送協会が届出を行った番組関連情報配信業務の実施に関する規程、いわゆる業務規程の変更内容が、放送法第20条の4第2項第3号、公正競争確保の要件を定める規定の要件に適合しているかどうかにつきまして、検証会議を通じて検証を行いました。

検証会議においては、構成員から番組関連情報配信業務の実施や、公正競争確保を維持するための取組に関しても多くの意見が表明されており、それらも含め、意見を整理しております。

以降、項目別に構成員の皆様からの意見を並べさせていただいております。

まず、【業務規程の内容が法第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかに関する意見】でございます。変更後の業務規程については、一定の制約の下で策定されたものであるが、現時点ではおおむね公正競争の確保に適合していると考えるという意見。データに基づく検証は、モデル自体の評価も含めて不可欠であり、その計画と進捗の提示を日本放送協会において主体的に行うという前提で、現時点では適合しないとは言えないや、変更後の業務規程は、今のところ、法の規定に適合しているのではないかと考えているという意見。今回の追加については、公正競争確保に支障が生じないことが確保されていないとは言えないと考えられるという意見。改正について、公正な競争の確保ができると思賛成するという意見。放送との同一性に関し、業務規程で定められている内容から例外や逸脱があることについて納得できる説明を受けていないため、要件に適合しているかどうかについて判断するのは難しいという意見。日本放送協会の競争評価分科会で「必須業務において掲載期間の長いコンテンツをむやみに増やすべきではない」と述べたことを前提に、今回の教養分野の追加に関しては、規定に適合しないような瑕疵や問題があるとは考えていないという意見。そして、業務規程の内容については、法の規定にある公正競争の確保に適合していないとは言えないといった意見となっております。

続きまして、2ページをご覧いただければと思います。ここからは、【番組関連情報配信業務の実施に関する意見】ということで、いくつか並べさせていただいております。

まずは、「教養分野における今後の拡大及び新たな分野の追加について」でございます。教養分野について、無制限な拡大にならないようにすることが重要で、日本放送協会が教養分野について情報発信する必要性は十分にあるところ、その効果として、メディアの多元性や経済的な競争に重要な悪影響が出でていないのかどうかはしっかり考えていいかないといけないという意見。教養という一般的な言葉の意義自体は広い、議論がなされ、積み重ねられていくことによって、教養の指示示す内容がしっかり議論した形跡として残っていくことが重要で、今後も何となく教養に入ってしまう番組が拡大してしまわないよう、議論を積み重ねていく必要があるという意見。新たな分野の追加にあたっては、検討の過程において俎上に上がった分野があれば、その情報は公開し、今後の追加の予見可能性を高めていく必要があると思われるといった意見をいただいております。

続きまして、「公正な競争環境及びメディアの多元性について」でございます。公正競争を阻害する懸念がある場合には、問題解消措置を日本放送協会が提示すること、例えば、歴史分野において、該当地域のローカルメディアと日本放送協会が協力していくことなど、検討の余地があるかもしれないという意見。日本放送協会の取組がネット配信そのものにプラスの相乗効果をもたらす、かつ、単なる視聴者のニーズや利便性という観点だけではなく、それを超えて、放送や新聞を含めてメディア全体として協力連携関係を推進すべきであり、より一層の説明責任や対応が強く求められるという意見。消費者が日本放送協会と他のメディアや新聞との比較をしたり、様々な意見を確認できるようにすることが重要で、インターネット上ではそれが容易にできるため、情報リテラシーの向上につながることが期待され、そのための取組をメディア全体で進めていただきたいという意見。そして、取材に基づく情報を日常的かつ恒常に発信しているメディアが全国に複数存在していることが重要で、新聞社や通信社、民間放送、そして日本放送協会は報道分野の重要なプレーヤーであり、切磋琢磨することで民主主義の維持発展に貢献してきた、全国どこにいても複数の情報源の記事に触れられることが不可欠であり、メディアの多元性が損なわれるようなことはあってはならないといった意見となっております。

続きまして、3ページをご覧いただければと思います。「放送との同一性・配信期間について」の意見でございます。編集判断にあたっては、何らかの基準や根拠に基づいて判断していると思われる所以、少なくとも大まかな指標のようなものは、一貫性のある説明責

任という観点から明示しておく必要があると思われるという意見。配信期間につきまして、目指すべきは公正競争確保に支障が生じないことを確保することであって、1週間という期間にあまりとらわれすぎるべきではなく、柔軟性を認めることがあつてもよいのではないかと思うが、その前提として、日本放送協会には客観的なエビデンスに基づく公正かつ透明な競争評価、一貫した対応に基づく配信をしているという説明を丁寧に行っていくことが求められるという意見。長期的配信の重要性は理解しているが、長期的に配信したい内容があるのであれば、検討対象として最初に議題化していくことが必要ではないかという意見。放送との同一性について、基本的な考え方や基準がなければ一貫した対応ができるかどうかは判断できないので、そういうものを示すべきであり、その進捗について関係者にも共有いただきたいという意見。業務規程の基本原則としている「放送と同一」に関して、ライブ配信などで逸脱した運用がなされていないか懸念しており、配信期間も同様の問題があり、抑制的な運用からかけ離れた実態がある、自らが定めた基本的なルールに例外を作っていくことで、「理解増進情報」のようななし崩し的な拡大が繰り返されることを危惧するという意見。放送との同一性に関しては、実績とその検証を示してほしいという意見。そして、放送との同一性の話は、日本放送協会の言論報道機関としての編集判断の部分が大きいと同時に、競争的な観点などいろいろな観点がある、「放送ガイドライン2025」の中にもう少し手がかりのようなものを記載するとともに、実例を積み重ね、新聞、放送、ネットメディアの方々と議論を重ねていくことが必要かつ有用ではないか、そして、それが日本のメディア、ジャーナリズム全体の底上げにつながっていく部分もあると思うといった意見となっております。

3ページの下部「誤受信防止措置、アカウント登録及び契約勧奨について」の意見でございます。誤受信防止措置については、利用者の契約開始の意思表示の明確性が十分なのか、案内や勧奨の運用方針が十分なのか、問題がありそうであれば見直していただきたいという意見。おめくりいただきまして、4ページでございます。アカウント登録がスムーズにできるようにすることと同時に受信契約が必要であること、そもそもなぜ受信契約が必要なのかということも改めて説明を充実してほしい、窓口をさらに分かりやすくしてほしいという意見。そして、サービス利用の開始ボタンを押せばNHK ONEが利用できる状態にあり、受信契約の登録、連携を行わなくても利用できるため、「フリーライド防止」の観点から問題がある、利用開始ボタンを押すとすぐにサービスアカウント登録につながり、氏名や連絡先などの入力を求めるような手順が必要であるといった意見となっております。

続きまして、【「公正な競争の確保」を維持するための取組に関する意見】を整理しております。まずは、「日本放送協会が行う調査・分析について」でございます。アンケート調査や日本放送協会が委託したKPI分析調査だけでは多元性への影響を評価することは難しいため、競合事業者自らがその定量的な影響を検証できるような調査設計を求めるに、KPI分析調査については、ウェブだけではなくて、アプリも含めるべきという意見。競争評価のプロセスの客觀性や透明性を高めていくことが求められている、具体的には、今後はWebだけでなく、アプリも対象にした分析が求められるという意見。競争評価にあたっては、ファクトデータとしてNHKプラスやNHK ONEの登録者数の都道府県別内訳を把握し、定期的に確認を行っていく必要がある、ローカルの民放や地方新聞の売上の減少につながっているのか否かについて、そういった都道府県別の登録者数データと突き合わせながら検証することも有益という意見。費用に関する説明の可能性、地域ごとの差異などもデータを踏まえてしっかり議論ができるようにするために、データの整備が非常に重要であるという意見。そして、日本放送協会が提出した資料において「独禁法的市場評価」とされているが、日本放送協会が委託した業者による日本放送協会の考え方すぎない、それでは検証結果のレジティマシーが担保できないのではないかといった意見をいただいております。

続きまして、「今後の競争評価・検証の進め方について」でございます。番組関連情報のなし崩し的拡大とならないよう、日本放送協会のネット配信の実施状況とその進捗を今後検証していく必要性がある、次回以降、パブリックコメントを実施し、視聴者や有識者から幅広く意見を聞く機会を設けることを検討いただきたいという意見。なし崩し的拡大への懸念について、関係各所との議論や周知など平時から実施できる対応を行っていただきながら、検証会議でも検証を重ねることで、適切な運用につなげていくことが大事ではないかという意見。そして、日本放送協会のリソースをメディアの社会基盤として活用していくことができるか、様々な相乗効果を生じさせることができるかについても、データとして検証ができ、他のメディアも納得できるようであれば、評価していくこともあるのではないかといった意見となっております。

ここまでが皆様からいただきました意見を並べているパートでございまして、最後に、2つの段落で締めくくりの言葉を添えております。以上のとおり、日本放送協会が届け出た業務規程の変更内容について、検証会議では構成員から多くの意見が述べられたが、法第20条の4第2項第3号に適合していないとする意見は見られなかった。ただし、検証会議においては、構成員から番組関連情報配信業務の実施に関する意見、そして「公正な競

争の確保」を維持するための取組に関する意見が表明された。日本放送協会が配信業務を実施するに当たっては、これらの検証会議における構成員からの意見も踏まえて、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に向けて取り組んでいただきたいとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

(3) 議題 (2) 意見交換

【滝田構成員】

事務局の皆様におかれましては、意見を取りまとめていただき、ありがとうございました。その上で、新聞協会としては、2つ意見を述べさせていただきます。

1つ目は、2ページの公正な競争環境及びメディアの多元性に関する部分です。

NHKと民間メディアの協力に関し複数の意見が記載されております。協力や連携ということ自体は重要なことだと思いますが、競合事業者の立場からすると、公正な競争環境という観点で違和感があります。

新聞、通信社は、インターネット上にニュースを配信しています。必要な情報を広く届けるという公共的な使命がある一方、民間企業として収支を勘案して実施しています。ネット上のニュース市場は厳しい競争環境にありますが、NHKが本格的に参入するインパクトは極めて大きいと考えています。

受信料という特殊な負担金を財源とし、ネット事業の費用規模は200億円と極めて強大です。こうした特殊な立ち位置を持つ巨大なNHKと民間メディアでは、本質的には公正な競争が成り立たないというのが私たちの立場です。このような前提に立ちながら、検証会議では、どのような条件であれば公正な競争と言えるのかを考え、意見を申し上げてきました。

NHKは、インターネット配信業務を展開するにあたり、自ら「放送と同一」などとした基本ルールを明文化しました。しかし、実際には、こうしたルールを逸脱していると思われる展開が見られるほか、ルール逸脱に関する質問や懸念に対して誠実な回答が見られなかったことは極めて残念だったと思います。

繰り返しになりますが、私たちは、国民や読者、視聴者、消費者の皆様の「知る権利」に寄与するため、全国どこにいても複数の情報源の記事に触れられることが重要だと考えています。そのため、取材に基づく情報を日常的かつ恒常に発信しているメディアが全

国に複数存在するというメディアの多元性の重要性を繰り返し訴えてきました。メディアの多元性は、一度失われてしまえば取り戻すのは容易ではありません。実際に米国ではニュース砂漠という状況が問題になっています。

日本国内でも、発行エリアが県よりも小さな単位の地域新聞・ローカルメディアの休刊・廃刊が既に相次いでおります。メディアが切磋琢磨し、時には協力していくことも必要です。しかし、圧倒的に大きな力を持つNHKと民間メディアの公正な競争とは何か。協力、連携という言葉によって公正な競争が阻害され、メディアの多元性が失われたときに、知る権利は守られるのかという点を強く意識していただければと考えております。

2つ目ですが、これは4ページの今後の競争評価・検証の進め方に関する部分になります。

今回の検証会議は、業務規程の適合性を判断する会議だと承知しております。今回、新聞協会が問題視していた同一性の件は、どちらかといえば、業務規程の適合性ではなく、業務規程の運用に関する話でした。業務規程に違反している運用があった場合、今後どのような場で議論され、どのような指導などがなされる可能性があるのでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

新聞協会からは以上です。

【宍戸議長】

ありがとうございました。

前半部分については、既に新聞協会のお立場として、この場で積極的にご発言をいたしてきたところもあり、この点は意見書にも記載していると思います。

後半、特に問題があった場合、どう考えるのかということですが、これは総務省へのご質問という側面が大きいかと思いますので、事務局でご回答いただければと思います。いかがでしょうか。

【横澤田配信サービス事業室長】

事務局でございます。

NHKにおかれましては、放送法上、NHKが定めた業務規程に従って番組関連情報の配信業務を行うということは必須業務、言わば義務としてかかっておりますので、もしその業務規程に明らかに違反するような行為が行われているということであれば、放送法にのっと

って肅々と対応するというのが我々の責務であると考えております。

その過程で、実際の運用がどういった状況にあるのかといった検証をどういったプロセスで進めていくべきかということにつきましては、現状、定まったものはございませんが、引き続き課題として検討させていただければと思います。

以上でございます。

【宍戸議長】

ありがとうございます。

滝田構成員、ご回答としてよろしいでしょうか。

【滝田構成員】

今後どのようなプロセスで検証していくのかを、総務省からまたご意見を伺いたいと思っております。

【宍戸議長】

非常に重要なご指摘だと思いますので、今回の議事要旨に残すと同時に、引き続き総務省において適切にご対応、ご検討いただければと思います。

【林構成員】

事務局におかれましては、大変丁寧にまとめていただきまして、かつ、勘所を取り上げていただきまして、ありがとうございました。

意見書に書かれていることについて、私も基本的に異論はございません。その上で、非常に短いながらも重要なところがたくさんちりばめられているなというふうに感想を持ちました。

その上で、5ページのところです。この検証会議としての意見ということで、最後に締めの言葉がありますが、「日本放送協会が番組関連情報配信業務を実施するにあたっては、これらの検証会議における構成員からの意見も踏まえて、メディアの多元性の確保を含む『公正な競争の確保』に向けて取り組んでいただきたい」ということですが、これは非常に短いながらも、まさにこの検証会議のミッションが凝縮されているなと思って拝見いたしました。

ここに言う「公正な競争の確保」というのは、まさに2つ意味があると私は理解しています。1つは、NHKのいわゆる受信料財源を背景にした優位性というものが市場競争をゆがめないかという観点と、もう1つは、NHKの業務規程の今後も含めた随時の改定を通じたネット空間への進出が、民間メディアを圧迫して多様な言論空間を損なわないかというメディアの多元性の観点、この2つの観点は非常に重要であると私も理解しています。

そこで、「構成員からの意見も踏まえて」というのがその前にあります、まさに構成員の意見のエッセンスをまとめていただいたわけですが、この「構成員の意見も踏まえて」という表現は、構成員の意見を逸脱したというふうに見られるような場合には、NHKにある種の説明責任が生じるものなのかなと、そういう意味では、この「踏まえて」というのは、それなりに重みのある言葉として私は理解していました。

この点、検証会議の前身にあたる準備会合から出席して思うのですが、一部でちょっと誤解されている向きもあると思うのですが、「公正な競争の確保」というのは、何も新聞業界をはじめとした特定業界の利益保護、あるいは競争者保護の議論ではなくて、先ほど新聞協会がまさにおっしゃったように、多元的な情報環境を維持して国民の知る権利を保障するという公共的目的に資するものですので、その大きな目的をしっかりと踏まえて今後議論する必要があると思います。そういう誤解が生じないように、今後この会議の役割をしっかりと周知していく必要があるのかなというふうに改めて思った次第でございます。

ちょっと蛇足のような感想になってしまって恐縮ですが、一言申し上げました。

以上でございます。

【落合構成員】

取りまとめ、どうもありがとうございます。非常に良い形で取りまとめをしていただいたように思ってございまして、全般として、事務局には良い形で意見集約を行っていただいたのではないかと思っております。

私の方からは1点です。先ほど滝田構成員からコメントがありました、多元性の確保や、メディアの事業を行っていく環境をどう確保していくかという観点のご意見がありましたが、非常に重要な点と思いまして、若干私からもコメントさせていただきたいと思いました。

まさしくこの会議の中では、NHKと民間放送局、新聞等の民間メディアとの調整という形で、多元性が保たれる形にしていくのかを議論してきたと思っております。

ただ、先ほどの林構成員の話とももしかするとつながるかもしれません、全体としては、できれば、そういったメディアの方々には、お互いに事業を押し込めていってもらいたいというわけではありません。どちらかというと、例えばプラットフォームやSNS等の発信等の関係で、メディアの収益の構造もそうですし、情報の伝達という意味でもメディアの情報発信が十分届かなくなっているような場合もあるように感じております。これらの点も含め、事業環境として、全体として好調な環境とは言えない状況が続いていると思っております。

私も若干申し上げさせていただきましたが、できればNHKは、しっかり民間の事業者とも連携をしていっていただいて、全体として、メディアの発信する情報への市民のアクセスをしっかり高めていっていただくようにしていただきたいと思います。そういったメディアの事業環境の確保という意味では、今回、主に議論をしたNHKとそのほかのメディア、民間メディアという関係だけではなくて、プラットフォームやSNS、情報空間との関係で、メディアの情報に接してもらえる環境を整備していくことも視野に、しっかり議論していくことが、今後改めて放送政策の中では重要なのではないかとも思い、その点だけコメントをさせていただきたいと思いました。

私のコメントは以上でございます。

【成原構成員】

事務局の皆様、丁寧に取りまとめをしてくださり、誠にありがとうございます。

既に他の構成員の方々からご指摘のあったこととも重なる面もあるのですが、私からも2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

この会議では、平たく言えば、番組関連情報の配信などによってNHKが一人勝ちをして他のマスメディアへの民業圧迫となってしまい、国民の知る権利の前提となるメディアの多元性が損なわれるおそれがないかという問題について議論が行われてきたのではないかと思います。こうした問題が重要であることは言うまでもないのですが、今回は、この会議の一区切りということで、もう少し広い視点から、この会議の議論の意義を私なりに整理してみたいと思います。

年末恒例のイベントに流行語大賞の発表があるのですが、今年は「オールドメディア」という言葉が流行語大賞トップ10に選出されました。実際、オールドメディアという言葉をSNSなどで見かけることも増えているように思います。

オールドメディアという言葉が使われる背景には、新聞や放送など伝統的なメディアが、ソーシャルメディアなど新たなメディアに比べて時代遅れの古いメディアになっているという印象や、マスメディアの果たしている役割への疑念が国民の間に広がっているという現実があるのではないかと思います。こうした印象や疑念が本当に正確なものかどうかということはともかくとして、こうした印象や疑念が国民の間に広がっているということは否めないように思います。こうした厳しい見方もある中で、NHK、民放、新聞社など伝統的なマスメディアには、インターネットも含め様々な媒体で優れたコンテンツを発信することによって、国民のよりどころとなる、信頼できる情報を提供していくことが求められているはずです。

その意味で申しますと、NHK、民放、さらに新聞社が切磋琢磨して信頼できる情報を様々な観点から提供していくことが求められると思います。つまり、NHKが独り勝ちしないようにという視点はもちろん大事なのですが、それと同時に、NHKが優れた番組関連情報を配信することによって、他のメディアにもよい刺激となって、民放や新聞社も魅力的なコンテンツを積極的に配信していく、そういう前向きな意味での競争が活発になっていくとよいのかなと思いますし、この会議での議論もそのための一助となればと、一構成員として思っております。

次に、先ほど事務局からご紹介もありましたように、多くの構成員から、競争評価やその検証の前提となるデータの整備を求める意見があがっていたかと思います。また、関連して、先ほど新聞協会の滝田構成員からも、NHKが自ら定めたルールに逸脱しているのではないかという疑念であるとか、そうした問題意識からの質問に対して誠実な回答が見られなかったのは残念だというご指摘がありました。

こうした疑念が持たれてしまう一つの背景として、競争評価やその検証の前提となるデータが十分に開示されていないという問題があるのではないかと思います。この会議でも、例えば、番組関連情報の配信期間が一つの論点になっていたかと思います。番組関連情報の配信期間についても何らかの統計的データを整備、開示していくことが、NHKには期待されるのではないかなと思います。

例えば、番組関連情報が実際にどのぐらいの期間配信されたのかについて、データの開示をご検討いただきたいと思います。もちろん配信期間の在り方については様々な意見があるのではないかと思いますが、いずれにしても、競争評価や議論の前提として、番組関連情報の配信期間についてのデータを参照できることが重要となるのではないかと思いま

す。個別のコンテンツの配信期間を開示することについては、編集判断との関係で慎重に検討する必要があるのかもしれません、全体の傾向として統計データを開示することについては、前向きにご検討いただけるのではないかと思います。1週間以内に配信を終えたコンテンツがどれくらいあるのか、あるいは、1週間を超えて配信されたコンテンツがどれくらいあるのかといった件数や割合、さらに、配信期間の平均値などについて、報道や教養といった番組のジャンルごとに示していただくことも今後の課題としてご検討いただければ幸いです。

私からは以上となります。

【飯塚構成員】

お取りまとめくださり、ありがとうございました。

成原構成員と少し重複してしまうのですが、データの整備、それから情報開示といった点については、やはり今後まだ課題があるかと思いましたので、その点については対応いただくことが必要になってくると感じました。

先ほど配信期間についてのデータについてご指摘がございましたが、そもそも新しいサービスの利用者の属性や、どのような媒体を使っているか、アプリを使っているのか、それともウェブサイトを使っているのか、都道府県別にはどういう利用実態になっているのか、あるいは、年齢層がどうなっているのか、そういった基礎的な情報を継続的に蓄積して、それを踏まえて議論を進めていくということが必要になってくると思いますし、それらをきちんと整理して情報開示していただくことが求められるかと思います。また、これまでNHKが実施されてきました競争評価の調査の結果や、利用意向に関するアンケート調査につきましても、それらの分析結果を広く情報開示していくことが、今後の検討を進めていくためには必要不可欠であると感じましたので、情報の整備、開示ということに関してコメントさせていただきました。

以上になります。

【増田構成員】

取りまとめ、ありがとうございました。内容については賛成いたします。そして、様々課題、ご指摘がありましたので、それに対してNHKの今後のご尽力を期待します。

以前にも申し上げましたが、国民とのコミュニケーション及び他のメディアとのコミュ

ニケーションをより一層深くしていただきたいというふうに考えております。

また、地域メディアの情報は、やはりその地域の特徴を表した非常に深い内容であるりということもあって、住民からの信頼も非常に高いというふうに普段から感じております。そうしたメディアとの情報連携をすることによって、双方が共に幅広く信頼されて、住民にとって良い情報が得られるのではないかというふうに思いますので、今後ともご尽力いただきたいと思っております。

以上です。

【堀木構成員】

今回の議論の中で、民放連は放送との同一性と配信期間に絞って申し上げました。昨年の検証会議の終わりでは、やはり実際のサービスが始まり、業務規程に沿った運用になっているかを見ないとなかなか分からないと何度も申し上げました。そうした意味では、業務規程への追加以外は、申し上げたとおりのことが起こっていると思いますので、今回の議論を通じて、NHKには放送の同一性に関しては、配信期間も含めて、実績とその検証を示してほしいと申し上げました。

また、(NHKからは) 一貫した対応とのお返事があったので、基本的な考え方や基準が示されないと一貫した対応かどうかが分からないとも申し上げました。これに関しては、宍戸議長が「『放送ガイドライン2025』に、もう少し手がかりのようなものを記載する」と指摘し、こうした基準のようなものを示さなければいけないのではないかとの考え方を示されたことは、とても大きいと思います。

それとともに、宍戸議長は、「新聞、放送、ネットメディアの方々と議論を重ねていくことが必要かつ有用だ」と言及しており、これも重く受け止めています。NHK、新聞、ネットメディアもそうですが、私たちが日本のメディア、ジャーナリズム全体の底上げするために日頃から話をすることが大事だと思いますので、そのようにこれからも努めていきたいと思っています。

民放連からは以上です。

【林構成員】

すみません。二度目で恐縮ですが、1点、言い忘れていたことがありますて、また同じところの5ページの「公正競争の確保」というところですが、別の観点から申しますと、

「公正競争」と言った場合に、私は、この検証会議において2つの観点があると思っていまして、すなわち、いわゆる「Competition in the market」の視点、従来の市場における事業者間の競争（in the market）の視点と、「Competition for the market」の視点も非常に大事になってくるのだろうなというふうに思います。従来の市場内競争におけるNHKと民間事業者のある種のバランスの視点だけではなくて、先ほど落合構成員もおっしゃっていましたが、グローバルプラットフォームに対して国内メディア産業全体が市場を獲得、維持するという市場獲得競争の視点がやはり大事です。そういう意味からすると、NHKと民間事業者との信頼関係がないと何事も進みませんので、もう少しNHKにも信頼関係の醸成に汗をかいていただきたいなと思う部分はあるのですが、いずれにしても、そういう信頼関係をベースにしたNHKと民間事業者との継続的な対話を通じた信頼関係の維持と、透明性の高い情報共有による協力関係の増進が、ひいては国内メディア産業の持続可能性を担保して、これは放送法第20条の4第2項第3号が目指す「公正な競争」の本質的な趣旨にもかなうものかなと、そういう広い視点を持つということは非常に大事だと思います。僭越な意見ですが、今日は一応締めの会議ということで、最後に申し上げました。

以上でございます。

【宍戸議長】

私からも本当に簡単に一言だけ申し上げたいと思いますが、本日も大変活発なご議論をいただきました。共感するところが非常に多いものでございます。何よりも、放送との同一性をめぐって、10月にNHK ONEが開始されて以降、NHKが業務規程で定め、また、昨年12月のこの場でお約束いただいたことの枠内にはまっているのかどうかといったことについては、やはり不断に検証していくことが必要であろうと思います。

その点は、国民の知る権利の充足という観点に立ちつつ、同時に、それを実現するためには、地域におけるメディアの多元性が確保されることが前提である、まさにその条件であるという観点から、メディアあるいは世論全体を含めて見ていく必要があり、それについて、NHK自身の情報発信あるいは情報公開、説明、透明性が求められるのではないかといったご指摘を多々いただいたと思います。

また、NHK以外のメディアとNHKの間は、当然、ジャーナリズム上の競争関係に加えて、受信料財源という特殊な財政的な基盤を持つ公共放送事業体と他の、市場におけるファイナンスの仕組みに依存するメディアとの競争で、これは林構成員の前で申し上げるのは大

変僭越ではあるのですが、その公正な競争をどう考えていくかが非常に難しい話であるということは、これも多々ご指摘をいただき、この2年間、この問題をいろいろ議論してきたことであるだろうと思います。

ただ、これについては、引き続き議論していくことが何よりも大事だと思います。この場は、放送法に定められた番組関連情報の配信業務についての公正競争が担保されているかという、まさに法制度の観点から、政府の側から法に定められた意見を求められた有識者としての議論をする、その意味では政府的な場であることは言うまでもないわけですが、その前提として、例えばNHKにおいて業務規程を見直したりする中で、内部の仕組みとして、他のメディアの代表の方と議論する場があるわけでございますし、さらに言えば、制度外で二元体制、あるいは広い意味で国民の知る権利に奉仕するメディア、ジャーナリズムとしての様々な競争と協調の中で、その関係も一筋縄ではいかないところがあろうかと思いますが、しっかり議論を積み重ねていっていただく。その際に、本日も含めましたこの会合の様々な視点が活用されるといいなと思っております。

私からは簡単に以上でございますが、議長の立場に戻って申し上げますと、ひとまず構成員の皆様のご発言を伺っていて、現在、資料7-1として取りまとめてある、本件会議として総務大臣にお返しする意見については、特段修正の必要はないだろうと受け止めました。

そこで、これをこのまま所要の手続を経て、大臣にお返しするための準備に入りたいと思いますが、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸議長】

ご異議ないと認めますので、それでは、事務局において資料7-1について、必要な所要の手続を進めていただくようお願ひいたします。

(4) 閉会

【横澤田配信サービス事業室長】

まず、構成員の皆様には、短期間にもかかわらず、ご意見をまとめていただきましたことを厚く御礼申し上げます。

宍戸議長からご指示ありましたとおり、本件に係る手続を進めさせていただきます。また、総務省自身、もしくは検証会議事務局に対する意見もいただきましたので、こちらに

つきましては、引き続き検討してまいりたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(以上)